

訪問介護サービス利用契約重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
長崎県指定 第4271101190号

当事業所は、御契約者に対して訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 医療法人 光善会 |
| (2) 法人所在地 | 長崎県西彼杵郡時津町元村郷1155番地2 |
| (3) 電話番号 | 095-857-3366 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 橋本 敦郎 |

2. 事業所の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定訪問介護事業所 |
| (2) 事業の目的 | 在宅の要介護者に対して、適正な訪問介護を提供すること。 |
| (3) 事業所の名称 | ホームヘルパーステーション「コスモス」 |
| (4) 事業所の所在地 | 長崎県西彼杵郡長与町高田郷2445番地6 |
| (5) 電話番号 | 095-856-2169 |
| (6) 管理責任者氏名 | 川嶋 珠美 |
| (7) 運営方針 | ①要介護状態等になった場合でも、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、入浴・排泄・食事の介護その他生活全般にわたるサービスを行う。
②指定訪問介護等の提供にあたっては、介護支援専門員その他保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者と密接な連携をとるものとする。 |
| (8) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |
| (9) 第三者評価の実施状況 | 未実施 |

3. 事業実施地域及び営業日・時間

- | | |
|----------------|--|
| (1) 通常の事業の実施地域 | 時津町・長与町・長崎市中学校区【緑ヶ丘、岩屋、滑石、横尾、西浦上、山里、三重（畝刈小学校校区、鳴見台小学校校区）琴海（村松小学校区）】 ※但し、必要が生じた場合はこの限りではない。 |
|----------------|--|

(2) 営業日 月曜日から土曜日(国民の祝日及び12月30日から1月3日は除く)

(3) 営業時間 月曜日から金曜日：午前8時30分より午後5時まで
土曜日：午前8時30分より午後12時30分まで

4. 職員の配置状況

当事業所では、御契約者に対して指定訪問介護サービス等を提供する職員として、以下の職種の配置をしています。

〈主な職員の配置状況〉

- (1) 管理責任者 1名 (常勤)
- (2) サービス提供責任者兼訪問介護員 2名 (常勤)
- (3) 訪問介護員 2名 (常勤)
10名 (非常勤)

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

身体介護	食事介助	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助しましたべやすうに工夫し介助します。
	入浴介助	身体状況に合わせて入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、オムツ交換等を行います。
	口腔ケア	食事口腔等の清潔の為ブラッシングを行います
	体位変換	床ずれを作らないように体の向きを変えます (寝たきりの方や自分で思うように体を動かさない方等)
	衣類着脱	下着、衣類全般にわたってきがえの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好に合わせて献立を考え、調理し、配膳及び下膳等を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類の洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベットメーカー等寝具の衛生保持
その他	訪問相談等	

(2) 介護予防(要支援1・2・事業対象者)者・要介護者についての利用料金・夜間等の割増しについては「別紙 介護保険の場合」の料金表に記載しております。

(3) 利用の中止・変更・追加

- ① 利用者は、事業者に対して、体調不良もしくはその他の事情によって、サービスを中止する事ができます。キャンセル料は「別紙 介護保険の場合」の料金表に記載しております。

- ② サービスの変更・追加の申し出に対しては、利用者の意思を尊重し、担当介護支援専門員の計画している居宅サービス計画に沿うように利用者、ケアマネージャー、事業所の三者で協議の上決定する。
- ③ 訪問時、利用者が不在の場合についての待機時間は基本、介護保険対象外になり自己負担が発生する場合がありますので、緊急時にはご連絡頂ければ要望に応じ、対応いたします。

(4) 交通費について

通常の事業実施地域を越えてサービスの提供を行う場合も交通費は徴収しません。ただし、訪問先の駐車場がない場合は駐車料金が発生するため上限を金五千円とし、請求させていただきます。

(5) 利用料金のお支払方法

1ヶ月毎に計算し、毎月27日(土日・祝祭日の場合は翌営業日)に前月分の利用料金を、原則として、口座引き落としとさせていただきます。引き落としが出来なかった場合は、現金徴収、若しくは翌月に2ヶ月分の利用料金をまとめた引き落としとなります。

また、お支払いに関するご相談は、担当者までご連絡下さい。

6. 緊急時における対応

訪問介護の提供を行っている時に、利用者に病状急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な対応を行います。

7. 虐待防止の措置

1. 虐待防止に関する責任者 川嶋 珠美 095-856-2169
2. 虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。(委員会は、テレビ電話装置等を活用して実施できるものとする)
3. 虐待防止のための指針を整備する。
4. 従業者に対し利用者の人権擁護・虐待防止の為の研修を実施し、その他虐待防止のための措置を講ずる。緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合においては必ず介護記録に記載する。
5. 利用者宅の訪問の際に、養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護するもの等)による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合に、速やかに市町村に通報するものとする。
6. 利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用を支援する。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付・処理

当事業所における苦情や相談に対しては、窓口を設置し、利用者及びその家族の要望に対し、迅速に対応します。

<苦情受付窓口>サービス提供責任者：岩本 美和子 相川 由紀子

<苦情解決責任者>管理責任者：川嶋 珠美

<電話番号> 095-856-2169 (月～金曜 8時半～17時・土曜 8時半～12時半)

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

受付→利用者と家族との面談→問題点・解決策の検討会

→結果・報告：苦情申出及び苦情処理したことを関係公的機関へ、報告する。

長崎市：長崎市 介護保険課
長崎市桜町 6-3
T E L 095-829-1163

長与町：長与町役場 介護保険課
長与町嬉里郷 659 番地 1
T E L 095-883-1111

時津町：時津町役場 高齢者支援課
時津町浦郷 274 番地 1
T E L 095-882-2211

長崎県：長崎県 福祉保健部 長寿社会課
長崎市江戸町 2-13
T E L 095-822-9197

諫早市：諫早市役所 高齢介護課
諫早市東小路町 7-1
T E L 0957-22-1500

審査機関：国民健康保険団体連合会介護保険課
長崎市今博多町 8-2
T E L 095-826-7293

※ 上記市町村は、保険者です。

9. 事業継続計画の策定について

1. 事業継続計画に関する責任者 川嶋 珠美 095-856-2169
2. 感染症に係る事業計画及び災害に係る業務計画を整備する。
3. 感染症及び災害に係る研修を定期的に（年1回以上）開催する。
4. 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるように、訓練を実施する。

10. 衛生管理について

1. 衛生管理に関する責任者 川嶋 珠美 095-856-2169
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
4. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。
5. 訪問介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を実施する。
6. 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。